

令和4年度

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会

報告書

令和4年12月

亀岡市における文化施設の
あり方を考える懇話会

《 目 次 》

I. 令和4年度亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会まとめ

II. 文化ホール小委員会まとめ

III. 文化資料館小委員会まとめ

【参考資料】

- ・設置要綱
- ・懇話会委員名簿
- ・小委員会委員名簿

I. 令和4年度亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会のまとめ

令和4年度は亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会に、文化ホール小委員会と文化資料館小委員会を設置し、それぞれの小委員会を2回開催し、その後、懇話会を1回開催した。

亀岡市にふさわしい文化ホール、文化資料館について、主に、「機能」「規模」「立地」これらの3つの視点で、意見交換、検討を行った。

1 文化ホールについて 別添のとおり

2 文化資料館について 別添のとおり

3 施設の複合化について

文化ホール、文化資料館両方の機能を有した複合施設の建設が望ましいという意見があった一方、広大な土地の必要性や両施設の性格が異なること、また文化資料館では、開館にかかるスケジュールが文化ホール側と大きく異なっている点から、文化ホールと文化資料館は別々に建設をする方がいいのではという意見があがった。

また、現状の文化資料館は老朽化も著しく進んでおり、また現在の立地は亀岡市のハザードマップで浸水害エリアに指定されているなど、亀岡市民の財産である文化財を守るためには、早急に新しい文化資料館の建設を単館で進めるべきという強い意見が出された。

4 懇話会で出た主な意見

- ・文化ホール、文化資料館ともに、施設には、「亀岡らしさ」が必要である。
- ・まちのにぎわいを作ることができる文化施設を建設する必要がある。
- ・施設の検討については、施設の構想や計画についてビジョンをもって策定すべきである。
- ・市民に納得してもらえる施設を建設するためにも市民の意見をすくいあげ、一緒に施設建設に向けた行動を起こしていく必要がある。
- ・亀岡市民が亀岡に愛着を持って住み続けたいと思えるまちづくりのための文化施設が必要である。
- ・子どもも大人も高齢者も行きたいと思える文化施設が必要である。
- ・古い文化財だけではなく、今ある芸術作品もいずれ文化財になりうる可能性があるため、それらも含めて、保存、展示できるよう美術館的な機能を有した博物館が必要である。
- ・資料館単独の施設ではなく、一つのエリアの中に、博物館、美術館、文化ホール、公園、食事をする場所などがあり、誰でも気軽に入れる複合的な文化エリアを考えることも大切な視点である。

5 懇話会及び小委員会開催概要

[小委員会]

○文化ホール小委員会

	日時	内容
第1回 文化ホール小委員会	令和4年7月28日 9:30~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●委員紹介、委員長選出 ●意見交換 (1)小委員会(文化ホール)について (2)亀岡市における文化ホールの現状等について (3)文化ホールの機能、規模、立地等についての意見交換
第2回 文化ホール小委員会	令和4年9月26日 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換 (1)文化ホール等の機能について <ul style="list-style-type: none"> ・音楽ホール、演劇ホール、複合ホール ・その他の付帯機能 (2)文化ホールの規模について (3)文化ホールの立地について

○文化資料館小委員会

	日時	内容
第1回 文化資料館小委員会	令和4年8月2日 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ●委員紹介、委員長選出 ●意見交換 (1)小委員会(資料館)について (2)文化資料館を取り巻く現状について (3)新資料館の機能、規模、立地などについて意見交換
第2回 文化資料館小委員会	令和4年9月15日 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換 (1)新資料館の機能・規模・立地などについて (2)建てるとしたら (3)今、博物館を作るために提案

[懇話会]

	日時	内容
令和4年度 亀岡市における文化 施設のあり方を考える 懇話会	令和4年11月22日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●小委員会について ●小委員会(文化ホール/文化資料館)報告 ●意見交換

Ⅱ. 文化ホール小委員会まとめ

1 亀岡市における文化ホールの現状(課題)

- ①既存施設では、音楽・舞台などをするための機能・設備が不十分
響ホールの舞台袖が各席から丸見え
コンベンションホールはステージを組むのにお金がかかる
長時間鑑賞するには椅子が座り心地が悪い
音響、照明等が十分でない
- ②文化活動団体等の発表のための会場が不足している(予約が取れない)
特に、ギャラリーかめおか響ホール・コンベンションホール
- ③市民がプロの演奏や舞台を鑑賞する機会が少ない
小中学生をはじめ、市民の文化度が高められない

2 亀岡市に文化ホールを建設するなら

①文化ホールの機能等について

施設の形態

- ・音楽ホール、演劇ホールの両方の機能を持つ複合型のホール

機能・設備

◆ホール機能や設備

- ・市民発表だけではなく、プロの演奏や舞台を鑑賞できるためのホール機能や設備が必要

◆客席

- ・どの席からも見やすくするため、客席を階段状に設置
- ・長時間鑑賞できるように座り心地の良い椅子にする

◆附帯設備

- ・キッズルーム(子育て世代がゆっくり鑑賞できるようにする)
- ・会議室兼スタジオルーム(ミーティング、音楽スタジオ、練習の場、小規模な発表の場)

②文化ホールの規模について

客席数

- ・600席程度(大きいホールは使用料が高くなる)

- ・200席程度(室内楽をするためにはちょうどいい規模)

③文化ホールの立地について

立地

- ・ギャラリーかめおか芝生広場
- ・ギャラリーかめおか周辺一帯など(ふどう畑、JA、京都府農林センター等)
- ※大きな一つの文化村をつくり、市民の文化芸術活動の拠点にする
- ・歴史的な文化景勝地など、亀岡らしい場所
- ・トロッコ亀岡駅周辺など交流人口が生まれ、まちの活性化に繋がるどころ

3 市民の文化力の向上について

①教育機関と連携した文化政策の充実

- ・市内小中学生にプロの文化芸術に触れる機会を年1回継続的に提供する

②自治会と連携した文化施策の充実

- ・町民文化祭等の開催に関して、市からの支援(補助)を行う
(自治会など既存施設を活用した市民文化度の向上)

4 文化ホール建設に係る課題等について

①費用等について

- ・建設費だけでなく、人件費、維持費、修繕費などのランニングコストが毎年かかる
(他の公立文化ホールは運営に非常に苦しんでいる)
- ・一人当たり一世帯あたりの負担が大きいことを考えると市民の文化度が高まっていない中では理解が得られないのではないか
- ・LINE アンケートでもすぐに必要と回答した人は少ない
- ・若い世代の負担になるのではないか

②文化施策について

- ・文化ホール建設後に運営がうまくいっていないところが多いため、施設(ハード面)と文化施策(ソフト面)が持続可能な関係を作る必要がある。
- ・建設するだけでなく、鑑賞する側の文化度の向上が必要

5 既存施設の活用について

- ・響ホール、コンベンションホールを含めた施設機能の改修や見直し等、既存施設の充実を図る
- ・既存施設を活用し、ソフト面を充実させる

6 文化施設とまちづくり

- ・文化施設を考える上で、将来を見据えてどのようなまちづくりをしていくのかという視点や、他市にはない亀岡ならではの施設という視点が必要
- ・公共文化施設が、亀岡のまちづくりにどのように貢献できるのかというビジョンを持つことが重要

7 今後の進め方

- ・新しい施設の建設を進める前に、まず既存施設(ガレリアかめおか)の使い方や運用方法などについて分析し、その分析を基に新たな施設について検討すべき
※ガレリアかめおかは、施設の機能面や予約システムなど改善すべきところがある
- ・既存施設の調査研究を進める必要がある
※京都芸術大学の学生がリサーチすることもできる
- ・文化ホールの建設に向けて取り組みを進めていくためには、小中学校の児童や、高校生などの若者を交えて、この亀岡をどのようなまちにしていくのか。そのためにどのような文化施設が必要なのかを考えていく必要がある

Ⅲ. 文化資料館小委員会まとめ

1 亀岡市における文化資料館の現状(課題)

- ・現在の文化資料館は、昭和60年の開館以来37年が経過。建物としては、昭和49年に市立女子技芸専門学校の校舎として建設されてから48年が経過し、老朽化が著しい
- ・資料館所蔵の収蔵資料も年々増加している。亀岡の豊かな歴史文化の証拠として、貴重な文化資源を守り、未来に伝えるのは重要責務であり、収蔵スペースの確保が必要。
- ・従来型の展示見学の来館者への対応に加えて、子どもたちや親子向けなどの様々な体験や、オンラインでの情報発信など、新たな機能へも十分に対応する必要がある。
- ・階段しかないなど、施設のバリアフリー化が不十分な面がある。誰もが利用しやすく、あらゆる人の知的好奇心を充足できるユニバーサルミュージアムを目指す必要がある。

2 亀岡市に文化資料館を建設するなら

①文化資料館の機能について

機能

- ・亀岡地域の歴史や文化、自然環境など、亀岡らしさや亀岡という地域を形づくる歴史資料を保存し、未来に伝えることが、博物館の基本機能。そのために、収蔵庫は重要。さらに、展示室のことや、ソフト事業、外観などを、市民と一緒に考える必要がある。
- ・国の動向もふまえ、登録博物館、公開承認施設の認定をめざす。
- ・『新資料館構想』にある「必要な施設構成」に加えて、デジタルコンテンツを楽しむ、自習ができる、ボランティアの場、など新たに必要となる機能、空間についても意識が必要。
- ・必要な機能を意識しながら、空間としてはフレキシブルに使えることが重要。
- ・資料の保存だけでなく、活用面からも、歴史資料のデジタル化は必要。しかし、仮想空間だけにあるものは飽きられやすい。仮想と現実とをどうつなぐかが重要。
- ・人と自然がかかわりあっているのが亀岡の魅力。歴史・文化だけでなく、自然分野も扱うべき。しかし、自然史も含めた総合博物館を目指す必要はなく、大学連携などの工夫をしながら、今の歴史系分野の中で、亀岡の豊かな自然を紹介するのが良い。
- ・絵画や工芸品など美術品についても、今後も、博物館資料として扱う。

②文化資料館の規模について

規模

- ・親しまれる場所、建物であるべき。最近の技術の進歩により、木造建築もあり得る。
- ・博物館としての魅力に加えて、思わず入りたくなる仕掛け、外観デザイン、展示以外で博物館に立ち寄りたいたいと思うスペースなどを検討する。

- ・亀岡祭の山鉾も展示できる大きな空間(天井高・搬入入口の工夫)。
- ・展示室や収蔵庫の規模については、すでに『新資料館構想』に、面積なども含めて提案されている。構想の提案に沿って考えると、現状 600㎡程度の収蔵スペースを、約1300㎡程度に拡大。展示スペースとしては、現状約 280㎡であるのを、750㎡に拡大という案。ただし、実際の数字については、今後、展示計画などをさらに個別に検討して考慮する必要がある。
- ・大型バスも含めた駐車スペースを確保する。敷地の中に確保できなくても、乗降場所や市全体で考えた場合の駐車場所などの検討が必要。

③文化資料館の立地について

立地

- ・立地としては、現時点では、観光面からも、市民利用の利便性からも、城下町が良い。
- ・フィールドミュージアムの核となる施設として博物館を位置づけ、そこから城下町を巡る仕掛けが必要。
- ・ただ、災害が想定される場所は避ける。

3 新しい博物館建設に係る課題等について

- ・複合施設となると総面積が大きくなる。また、文化ホールについて、新設か既存施設の改修かについても検討中であることも考慮すると、博物館単独で新設することとして進めるのが良い。
- ・建設に向けたスケジュールの確認。博物館特有の事象として注意すべき点は、建物工事が完了した後、少なくとも「ふた夏」は「通風乾燥期間」が必要となる。この期間中は、建物の中では展示準備ができないので、建設してすぐに開館はできないことを意識しておく必要がある。
- ・新しい博物館に、早くから愛称をつけて、市民に親しんでもらうのも大切。
- ・ハード面もソフト面も、最初から市民と一緒に考えて、一緒に進めていくのが大切。
- ・直営か指定管理かなど運営形態についても検討が必要。ただし、学芸部門は直営であるべき。
- ・実現にむけた取り組みのために、入札やプロポーザル方式以外に、官民連携による方式(PFI)など、オープン後の運営形態等を詳細に区分し、官が主体であることと、民が主体であることを、当初の設計段階で協議する必要がある。ただし、導入ありきではなく、実際の目的に合致することが条件となる。

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

令和3年4月1日

告示第 59 号

改正 令和4年3月24日告示第26号

改正 令和4年6月27日告示第141号

(設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

(アドバイザー)

第4条 第3条に規定する委員のほか、懇話会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、懇話会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的な見地から懇話会の所掌事項に関する助言又は指導を行うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 座長が必要と認めるときは、懇話会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属する委員は、座長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、小委員会に属する委員の中から互選によって定める。

(解散)

第8条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、生涯学習部文化国際課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」名簿

令和4年度

区分	氏名	団体・役職等	備考
委員	いまさと かなこ 今里 佳奈子	龍谷大学政策学部 学部長	座長
	なかにし ゆうき 中西 裕樹	京都先端科学大学 特任准教授	新
	まつい としお 松井 利夫	京都芸術大学 教授	
	きそ のぶゆき 木曾 布恭	亀岡市自治会連合会 副会長	
	かわかつ ひろし 川勝 啓史	亀岡商工会議所 会頭	副座長
	かわらばやし しげみ 河原林 茂美	亀岡市吹奏楽団 団長	
	くりやま はつみ 栗山 初美	亀岡文化交流協会	
	かとう みちえ 加藤 美智恵	亀岡市文化資料館友の会	
	のほら みちお 野原 通夫	亀岡祭山鉾連合会 会長	
	ふじもと くにお 藤本 邦雄	一般公募	
おおや ひろえ 大矢 寛恵	一般公募		
アドバイザー	かげやま ようた 蔭山 陽太	京都芸術大学 准教授 THEATRE E9 KYOTO 支配人	新
	まつい てつや 松井 哲哉	京都建築大学校 講師	新
	あんどう しんご 安藤 眞吾	京都美術工芸大学 副学長	新
	しみず しげあつ 清水 重敦	京都工芸繊維大学 教授	新
	うかい ひとし 鵜飼 均	亀岡市文化資料館 学芸専門官	新

「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」小委員会名簿

○文化ホール小委員会

No.	氏名	団体等	備考
1	松井 利夫	京都芸術大学 芸術学部 教授	懇話会委員
2	河原林 茂美	亀岡市吹奏楽団	懇話会委員
3	栗山 初美	亀岡文化交流協会	懇話会委員
4	藤本 邦雄	一般公募	懇話会委員
5	蔭山 陽太	京都芸術大学 准教授 THEATRE E9 KYOTO 支配人	アドバイザー
6	松井 哲哉	京都建築大学校 講師	アドバイザー

委員長

○文化資料館小委員会

No.	氏名	選出団体等	備考
1	中西 裕樹	京都先端科学大学 特任准教授	懇話会委員
2	加藤 美智恵	亀岡市文化資料館友の会 顧問	懇話会委員
3	野原 通夫	亀岡祭山鉾連合会 会長	懇話会委員
4	大矢 寛恵	一般公募	懇話会委員
5	安藤 眞吾	京都美術工芸大学 副学長	アドバイザー
6	清水 重敦	京都工芸繊維大学 教授	アドバイザー
7	鵜飼 均	亀岡市文化資料館 学芸専門官	アドバイザー

委員長